

令和3年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業 募集案内

県産木材の利用促進のための緊急支援策として、民間木造施設の施主に対して一定額を支援します

補助の方法

一般住宅：新築住宅の施主に補助金 **30万円** を交付します。

民間施設：新築民間施設の施主に県産木材の使用量に応じて **最大60万円** を交付します。

申請受付期間

令和3年7月21日から**令和3年12月28日**まで

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※ 受付は**先着順**となりますので、申請前に申請窓口へご確認ください。

(一般住宅：150棟／民間施設：予算の範囲内)



申請要件

県産木材^{※1}を**基準値以上**^{※2}使用した新築住宅及び新築民間施設

※1 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材（集成材、合板等を含む）をいう。

※2 基準値（ m^3 ）は、延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数量。

申請方法

1 交付申請 工事着工後から屋根工事が完了する10日前まで

- 【提出書類】
- | | |
|---|-------------------|
| ①補助金交付申請書 | ⑥申請時の建設工事現場のカラー写真 |
| ②建設工事請負契約書の写し | ⑦案内図 |
| ③建築物の位置図、配置図及び平面図等 | ⑧県産木材使用量を確認できる書類 |
| ④口座振替申込書（通帳の写しを添付） | |
| ⑤「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度の「販売管理票」 | |

2 現場確認 申請受付日以降

確認・審査のうえ、「補助金の交付決定通知」が送付されます。

3 実績報告 木工事完了後すみやかに

- 【提出書類】
- | |
|--------------------------------------|
| ①実績報告書 |
| ②木工事完了写真 ③県産木材使用証明書類（現場確認の時点で未確定の場合） |

4 補助金の交付

審査のうえ、「補助金交付額決定通知書」が送付され、後日、補助金が交付されます。

山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱に基づき交付申請された方については、別途手続き方法についてご案内します。

その他

住宅及び民間施設の建設にあたって、国又は県等が実施する他の補助制度を活用している又は活用する場合は、併用できません（併用可能な補助金等もあります。各要綱等をご確認ください）。

詳細、様式については「令和3年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱」をご確認ください。

お問合せ・申請先

村山総合支庁森林整備課	電話 023-621-8191	〒990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68
最上総合支庁森林整備課	電話 0233-29-1351	〒996-0002	新庄市金沢字大道上 2034
置賜総合支庁森林整備課	電話 0238-26-6063	〒992-0012	米沢市金池 7-1-50
庄内総合支庁森林整備課	電話 0235-66-5527	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1